

区 分	議 案 名	
	議案No.	
条例案 (13件)	150	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①給料月額の上上げ ②期末手当及び勤勉手当の上上げ (+0.1月分)</p> <p>施行日：①令和6年12月1日 (令和6年4月1日から適用) ②令和6年度支給分 令和6年12月1日 令和7年度以降支給分 令和7年4月1日</p>
	151	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①給料月額の上上げ ②期末手当及び勤勉手当の上上げ (+0.1月分)</p> <p>施行日：①令和6年12月1日 (令和6年4月1日から適用) ②令和6年度支給分 令和6年12月1日 令和7年度以降支給分 令和7年4月1日</p>
	152	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、市町村立学校の教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①給料月額の上上げ ②期末手当及び勤勉手当の上上げ (+0.1月分)</p> <p>施行日：①令和6年12月1日 (令和6年4月1日から適用) ②令和6年度支給分 令和6年12月1日 令和7年度以降支給分 令和7年4月1日</p>
	153	<p>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>一般職の期末手当及び勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ (+0.1月分)</p> <p>施行日：令和6年度支給分 令和6年12月1日 令和7年度以降支給分 令和7年4月1日</p>

区 分	議 案 名																																																
	議案No.																																																
条例案 つづき	154	会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえた所要の改正 ①会計年度任用職員の報酬の上限額の改定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>9,800円</td> <td>10,900円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>156,100円</td> <td>174,600円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>1,300円</td> <td>1,410円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>10,700円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>177,500円</td> <td>197,800円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>1,390円</td> <td>1,550円</td> </tr> <tr> <td>教育業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>333,900円</td> <td>336,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調査研究業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>13,400円</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>242,000円</td> <td>256,100円</td> </tr> <tr> <td>医療業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>187,400円</td> <td>207,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>219,800円</td> <td>243,700円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>920円</td> <td>970円</td> </tr> </tbody> </table> ②期末手当及び勤勉手当の引上げ（+0.1月分） 施行日：①令和6年12月1日 （令和6年4月1日から適用（一部を除く。）） ②令和6年度支給分 令和6年12月1日 令和7年度以降支給分 令和7年4月1日		職員の種別	区分	改正前	改正後	一般業務に従事する者	日額	9,800円	10,900円	月額	156,100円	174,600円	時間額	1,300円	1,410円	資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,700円	12,000円	月額	177,500円	197,800円	時間額	1,390円	1,550円	教育業務に従事する者	月額	333,900円	336,500円	調査研究業務に従事する者	日額	13,400円	13,900円	月額	242,000円	256,100円	医療業務に従事する者	月額	187,400円	207,400円	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	219,800円	243,700円	時間額	920円	970円
	職員の種別	区分	改正前	改正後																																													
	一般業務に従事する者	日額	9,800円	10,900円																																													
月額		156,100円	174,600円																																														
時間額		1,300円	1,410円																																														
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,700円	12,000円																																														
	月額	177,500円	197,800円																																														
	時間額	1,390円	1,550円																																														
教育業務に従事する者	月額	333,900円	336,500円																																														
調査研究業務に従事する者	日額	13,400円	13,900円																																														
	月額	242,000円	256,100円																																														
医療業務に従事する者	月額	187,400円	207,400円																																														
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	219,800円	243,700円																																														
	時間額	920円	970円																																														
155	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の規定の整理 ①関係条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正 ②所要の経過措置を規定 施行日：令和7年6月1日																																																
156	島根県手数料条例の一部を改正する条例 関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①旅券法関係手数料</td> <td>・一般旅券の発給に係る手数料の設定及び額の改定</td> </tr> <tr> <td>②大麻取締法関係手数料</td> <td>・引用する法律の題名の改正 ・免許の名称の改正 ・引用する条項の整理</td> </tr> <tr> <td>③大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料</td> <td>・免許の名称の改正及び手数料の額の改定</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：①令和7年3月24日 （一部は公布の日） ②公布の日 ③令和7年3月1日		対象	改正内容	①旅券法関係手数料	・一般旅券の発給に係る手数料の設定及び額の改定	②大麻取締法関係手数料	・引用する法律の題名の改正 ・免許の名称の改正 ・引用する条項の整理	③大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料	・免許の名称の改正及び手数料の額の改定																																							
対象	改正内容																																																
①旅券法関係手数料	・一般旅券の発給に係る手数料の設定及び額の改定																																																
②大麻取締法関係手数料	・引用する法律の題名の改正 ・免許の名称の改正 ・引用する条項の整理																																																
③大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料	・免許の名称の改正及び手数料の額の改定																																																

区 分	議 案 名																
	議案No.																
条例案 つづき	157	<p>島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例</p> <p>県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間が令和7年3月31日に終了することから、適用期間を5年間延長</p> <table border="1"> <tr> <td>納税義務者</td> <td>個人：毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 法人：県内に事務所、寮、宿泊所などがある法人</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>個人：年500円（県民税均等割額年1,000円に500円を加算） 法人：均等割額の5%相当額（資本金の額により1千円～4万円）</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>個人：平成17年度から令和11年度までの各年度分の均等割 法人：平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度等の均等割</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>	納税義務者	個人：毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 法人：県内に事務所、寮、宿泊所などがある法人	税率	個人：年500円（県民税均等割額年1,000円に500円を加算） 法人：均等割額の5%相当額（資本金の額により1千円～4万円）	適用期間	個人：平成17年度から令和11年度までの各年度分の均等割 法人：平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度等の均等割									
	納税義務者	個人：毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 法人：県内に事務所、寮、宿泊所などがある法人															
	税率	個人：年500円（県民税均等割額年1,000円に500円を加算） 法人：均等割額の5%相当額（資本金の額により1千円～4万円）															
適用期間	個人：平成17年度から令和11年度までの各年度分の均等割 法人：平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度等の均等割																
158	<p>島根県核燃料税条例</p> <p>現行の核燃料税の課税期間が令和7年3月31日に終了することから、5年間の核燃料税条例を新設</p> <table border="1"> <tr> <td>納税義務者</td> <td>発電用原子炉の設置者</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td>価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>17%（価額割：出力割＝1：1） ・ 価額割：8.5% ・ 出力割：42,700円/千Kw（3か月） 廃止措置計画の認可を受けた場合は63,000円/千Kw</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>施行日から起算して5年間</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">施行日：規則で定める日</p>	納税義務者	発電用原子炉の設置者	課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力	税率	17%（価額割：出力割＝1：1） ・ 価額割：8.5% ・ 出力割：42,700円/千Kw（3か月） 廃止措置計画の認可を受けた場合は63,000円/千Kw	適用期間	施行日から起算して5年間						
納税義務者	発電用原子炉の設置者																
課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業																
課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力																
税率	17%（価額割：出力割＝1：1） ・ 価額割：8.5% ・ 出力割：42,700円/千Kw（3か月） 廃止措置計画の認可を受けた場合は63,000円/千Kw																
適用期間	施行日から起算して5年間																
159	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の報告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する諸手当について所要の改正</p> <p>手当額の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th colspan="2">改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①産業教育手当</td> <td>実習を伴う授業</td> <td>授業1時間 300円</td> <td rowspan="2">支給月額の限度額 給料月額の100分の5</td> </tr> <tr> <td>週休日等の業務</td> <td>1日 1,200円 又は 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②定時制通信教育手当</td> <td>定時制（夜間）</td> <td>1日 900円</td> <td rowspan="2">支給月額の限度額 給料月額の100分の3.5 （管理職員にあつては、 100分の2.5）</td> </tr> <tr> <td>通信制（日曜日）</td> <td>1日 2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>	手当名	改正前		改正後	①産業教育手当	実習を伴う授業	授業1時間 300円	支給月額の限度額 給料月額の100分の5	週休日等の業務	1日 1,200円 又は 600円	②定時制通信教育手当	定時制（夜間）	1日 900円	支給月額の限度額 給料月額の100分の3.5 （管理職員にあつては、 100分の2.5）	通信制（日曜日）	1日 2,400円
手当名	改正前		改正後														
①産業教育手当	実習を伴う授業	授業1時間 300円	支給月額の限度額 給料月額の100分の5														
	週休日等の業務	1日 1,200円 又は 600円															
②定時制通信教育手当	定時制（夜間）	1日 900円	支給月額の限度額 給料月額の100分の3.5 （管理職員にあつては、 100分の2.5）														
	通信制（日曜日）	1日 2,400円															

区 分	議 案 名	
	議案No.	
条例案 つづき	160	<p>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <p>①運転免許等に関する手数料の新設及び額の改定 ②自動車保管場所標章の交付等に係る手数料の廃止</p> <p>施行日：①令和7年3月24日 ②令和7年4月1日</p>
	161	<p>島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正</p> <p>・救護施設及び更生施設における個別支援計画の作成の義務化</p> <p>施行日：公布の日</p>
	162	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う所要の改正</p> <p>①農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務について、関係市町村に権限を移譲 ②引用する条項の整理</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
一 般 事件案 (18件)	163	<p>公の施設の指定管理者の指定について（島根県立男女共同参画センター）</p> <p>・指定する相手方：公益財団法人しまね女性センター ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間</p>
	164	<p>公の施設の指定管理者の指定について（島根県立美術館）</p> <p>・指定する相手方：SPSしまねグループ ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間</p>
	165	<p>公の施設の指定管理者の指定について（島根県立はつらつ体育館）</p> <p>・指定する相手方：株式会社島根東亜建物管理 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間</p>

区 分	議 案 名	
	議案No.	
一 般 事件案 つづき	166	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立東部総合福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：アイカム株式会社 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	167	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立西部総合福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：浜田ビルメンテナンス株式会社 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	168	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立産業高度化支援センター） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：公益財団法人しまね産業振興財団 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	169	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立浜山公園） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	170	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立石見海浜公園） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：株式会社ISP ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	171	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立万葉公園） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：大畑建設株式会社 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	172	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立青少年の家） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：北陽ビル管理株式会社 ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	173	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立古墳の丘古曾志公園） <ul style="list-style-type: none"> ・指定する相手方：株式会社MIしまね ・指定する期間：令和7年4月1日から5年間
	174	当せん金付証票の発売について 島根県内において発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度発売総金額 55億円以内
	175	隠岐広域連合規約の一部の変更について ①隠岐広域連合の処理する事務の変更 ②隠岐病院及び隠岐島前病院の経費の区分及び負担金の負担割合の変更 施行日：総務大臣の許可を受けた日

区 分	議 案 名	
	議案No.	
一 般 事件案 つづき	176	権利の放棄について 島根県中小企業高度化資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：石央セラミックス協同組合 ・放棄する権利の内容：島根県と石央セラミックス協同組合との平成7年3月31日付け金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金の未償還額114,514,190円と島根県中小企業活性化協議会が策定支援を行った再生計画に基づく弁済予定額15,608,939円の差額（上限98,905,251円）及びこれに係る附帯債務の請求権
	177	訴えの提起について 島根型6次産業推進事業補助金損害賠償請求事件 ・補助金の交付を受けた事業主体の元経理担当者が不法行為により県に損害を与えたことから、当該個人に対し損害賠償を請求したものの、賠償の意思がないことから、当該個人を相手方として、損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めるもの
	178	契約の締結について 防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：800,140,000円 工期：令和8年12月18日 契約の相手方：和幸株式会社 施工場所：島根県内一円
	179	変更契約の締結について （主）津和野田万川線（田二穂工区）総合交付金（改築）（仮称）田二穂トンネル工事（喜時雨） 変更契約金額：2,330,416,000円（467,016,000円増額） 工期：令和7年3月28日 契約の相手方：大畑建設・カナツ技建工業・トガノ建設特別共同企業体 施工場所：鹿足郡津和野町田二穂地内
	180	変更契約の締結について （主）津和野田万川線（田二穂工区）総合交付金（改築）（仮称）田二穂トンネル工事（山入） 変更契約金額：1,956,079,400円（172,979,400円増額） 工期：令和7年3月28日 契約の相手方：今岡工業・まるなか建設・日新建設特別共同企業体 施工場所：鹿足郡津和野町田二穂地内